

(別紙1)

# 富里市児童相談システム導入及び保守業務仕様書

## 1. 業務名

富里市児童相談システム導入及び保守業務

## 2. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

(1) 職員が利用しやすい画面設計及びWEBシステムであること。

利用するブラウザは、Microsoft Edge(Chromium)・Google Chromeにも対応できるシステムであること。

(2) ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。

(3) システム稼働後、平日（月曜から金曜）の午前8時45分から午後5時30分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。

本システムに必要とする機能は「システム機能要件書(別紙2).xls」（以下、「機能要件書」という。）のとおりとする。機能要件書に記載されている必須項目については、システム導入時点で必ず実装させること。

(4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合、柔軟に対応できるシステムであること。また、福祉関係票など、国において様式の変更があった場合は、データベースの変更を伴う大きな影響を除き、保守の範囲で対応すること。

(5) 本仕様書に記載がないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

## 3. 業務内容

(1) システムの構築・導入

- ・システム稼働に必要なミドルウェア等は調達に含めること。
- ・ウイルス対策ソフトは本市で保有しているものを利用すること。
- ・サーバをJip-Base上へ構築する場合は、必要なリソースを明記すること。
- ・Jip-Base以外のデータセンタ上にサーバ構築する場合は、サーバOSのインストール、その他必要な作業は調達に含める。なお、サーバOSはWindowsServer 2025とする。
- ・日次でデータをバックアップすること。バックアップデータは本市が指定する「業務バックアップ専用領域」にネットワーク経由で保存すること。自動で古いデータの削除を行うなどして、領域が無駄に消費されないよう配慮すること。
- ・導入形態はクラウドとし個人番号系ネットワークで利用できるように構築すること。

- ・利用するデータセンタについて、特に制限は設けないが提案書内に構築予定のデータセンタの名前を明記すること。
- ・システムの運用は導入後60ヶ月を想定した長期継続契約とする。

(2) パソコン、プリンタの使用に関すること

ノートパソコン6台とプリンタ1台は別途市が調達する物品を利用するため、本調達費用には含めない。

※各種スペックは下記を参照ください。

①ノートパソコンスペック

OS	Windows 11 pro (64bit)
CPU	Intel Core 3 100U
メモリ	8GB (8GB DDR5 SDRAM×1)
ストレージ	フラッシュメモリ 256GB (暗号化機能付)
ソフトウェア	Office 2024 以降 (Word、Excel) ・ Adobe Acrobat Reader DC

②プリンタスペック

参考品 RICOH P 6500

(3) ソフトウェアの導入

児童相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。

(4) カスタマイズ

本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、カスタマイズにより対応すること。

(5) データセット

受託業者が提供する入力フォーマットに本市職員が相談等の移行データを入力し、受託者にて新システムへデータセットする方式とする。

(6) 保守対応

ソフトウェアの保守は別途保守契約を締結するものとする。

保守契約は導入後60ヶ月を想定した長期継続契約とする。保守については以下の対応を行うこと。

- ① 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- ② 法改正に対して保守費用内で対応を行うこと。なお、データベースの改修を伴うような規模の大きな改修については、本市と協議のうえ別途改修費用が発生することも許容する。
- ③ ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。
- ④ 問い合わせがあった場合には、速やかに対応策を検討し、システムが正常稼働するように対策をとること。

(7) 操作研修の実施、操作説明書の提供

- ① システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するものとする
- ② 研修内容は以下の通り。(集合研修を想定。)
  - 1.) 利用者向け操作研修
    - ア 対象者 6名程度                      イ 時間数 半日程度1回
  - 2.) 管理者向け研修
    - ア 対象者 2名程度                      イ 時間数 半日程度1回
- ③ システム稼働後における異動職員向けの操作研修を実施すること。

4. 業務期間と主な導入スケジュール (予定)

本業務の契約期間は令和8年8月より令和9年2月29日とする。

- ・ 契約    令和8年8月上旬
- ・ 導入打ち合わせ                              令和8年8月～
- ・ 本稼働    令和9年3月1日頃～

5. システム基本仕様

(1) 機能要件

必要とする機能要件は機能要件書に記載する。機能要件書に記載されている必須項目については、全て満たすこと。

(2) バックアップ

システムで管理しているデータについて、日次でのバックアップが可能であること。

(3) その他の情報の管理・出力機能

- ① ユーザーID、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること
- ② 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。

6. 運用保守に関する要件

管理運用要件の詳細については提案事項とするが、下記については必要要件とする。

(1) 保守体制

本システムを運用するための保守体制を確保すること。また、障害発生時(接続不可、操作上の不具合等)における本市からの連絡窓口は一元化することとし、保守体制について、提案に含めること。また、システムの開発元ベンダーと保守を実施するベンダーが同一であること。

(2) システム保守内容

- ① システムの不具合等について、本市からの連絡に応じ、速やかに障害発生原因の診断、及び切り分けを行い、復旧作業を行うこと。障害に起因した機器の再セットアップが必要な場合は対応すること。
- ② システム全般に係る操作方法等の質問及び運用管理における技術的問い合わせ等について、対応すること。

- ③システム操作マニュアル、管理者マニュアルの整備を行うこと。また、システムのバージョンアップ等によりマニュアルに修正が必要となった場合は、速やかに対応すること。

## 7. その他事項

### (1) 導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と協議を行うこと。

### (2) 納品物

下記納品物を記録したCD-Rを納品すること。

- ・導入に関するプロジェクト計画書一式
- ・カスタマイズ部分に係る設計書
- ・システム管理マニュアル
- ・システム操作マニュアル
- ・導入にあたり行う協議記録
- ・業務完了報告書
- ・その他、本市が要求する資料

### (3) 将来拡張

本調達範囲外とするが、下記の国の動向や今後のシステムの拡張を踏まえた対応方針を提案書に記載すること。

- ・2023年度に創設されたこども家庭庁に向けた取り組みについて記載すること。
- ・持ち出し端末を利用した庁外業務に対する拡張提案を記載すること。

### (4) 仕様変更

やむを得ず、本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

### (5) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と事業者間で協議すること。

### (6) 契約不適合責任

検収完了後、本件納入物に理論上の誤り、種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合しない状態を発見した場合、事業者はその旨を通知するものとする。

事業者は、当該通知が本契約の検収日から1年以内の場合、自己の責任と負担において速やかに訂正又は修補等を行うものとする。

### (7) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と事業者で協議すること。